令和８年度中津市冬休み児童クラブ
入所のしおり（大分県中津総合庁舎附属棟）

≪大分県中津総合庁舎附属棟≫



場所

大分県中津総合庁舎附属棟（中津市中央町 1-5-16）
※中津総合庁舎の入口より入って一番手前の建物です。

期間

令和８年 12 月 25 日（金）、28 日（月）
令和９年１月４日（月）～1 月７日（木）
※土日祝日を除く６日間の開所

時間

8：00 ～ 18：00

クラブの連絡先【連絡先】090-5382-6452

※欠席連絡は、クラブの携帯電話へお願いします。（当日連絡は８時以降）
クラブを欠席する際は、「事前にクラブ支援員に申し出をする」または「当日９時までに電話連絡する」等必ず連絡をするようお願いします。

※災害・感染症などの理由により、子育て支援課が児童クラブを閉所すべきと判断した場合は、閉所になることがあります。

持ち物※すべての持ち物に必ず記名をお願いします。

【必ず持参するもの】

◆お弁当、おやつ、水筒
※児童が途中、施設を出てごはん等を買いに行くことはできません。
※身体を動かす活動もあるためお迎えの時間までに不足しないよう十分な量(１リットル以上)を必ずご家庭でご準備ください。

◆鉛筆、消しゴム、自由帳、色鉛筆
※毎朝、自席で落ち着いて過ごす時間があるため、必ずご持参ください。

◆帽子、ハンカチ、着替え（着替えは上着、下着、靴下など一式お持ちください。）
※外遊びをすることがありますので、動きやすく汚れてもよい服装で来所ください。
またサンダルやブーツ等、運動に適さない靴は避けるようお願いします。

【持参できる物】

◆宿題、ぬりえ、読書用本、毛糸、折り紙、タオル

【持参できない物】

◆加熱や加工が必要なカップ麺等の食品、ガム、飴、スマートフォン等の電子機器やお金等の貴重品、その他学校へ持っていってはいけないもの
※忘れ物は、記名・無記名を問わず、クラブ終了後１か月で処分します。お早めにお問い合わせください。

※紛失や破損しても、児童クラブでは責任を負いかねます。他の持参物を含め、紛失物は児童本人が探して見つからない場合には、お迎え時に保護者とともにお探し願います。

けがや病気の対応

◆活動中のけがは、程度に応じ支援員が処置しますが、状況によっては保護者へ連絡します。また、発熱など体調不良も、保護者に連絡する場合があります。

※微熱や風邪等の症状がある場合は、集団生活における感染症拡大防止のため、冬休み児童クラブへの来所をお控えくださいますようご理解、ご協力をお願いいたします。また、マスクの着用をお願いする場合があります。

※服薬の管理は児童クラブではできませんので、ご了承ください。

利用料・保険料について

◆入所児童は全員、一般財団法人児童健全育成推進財団『児童クラブ共済制度』に加入します。（保険料 540 円）

◆利用料及び保険料は、冬休み児童クラブの初日までに納付書を配布します。
お支払いは、各金融機関や市役所本庁または各支所にて納期限までに必ず納入ください。

◆途中退所（転勤による引っ越しなど）の場合、退所届を提出した日以降の利用料が日割りで返金されます。なお、欠席の場合は、日割り計算となりませんのでご了承ください。

費用	3,540 円（うち保険料 540 円）

放課後児童クラブ保護者負担金助成制度について

◆生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助制度適用世帯、市民税非課税世帯、多子世帯（クラブに通う児童に 18 歳未満の兄または姉がいる世帯、弟や妹だけがいる場合は対象外）については、利用料の助成制度があります。詳しくは、中津市子育て支援課（連絡先：0979-33-7026）までお問い合わせください。

器物等の破損事故

◆児童クラブ活動中に、児童クラブや公共の施設、備品等を児童が故意または過失により破損させた場合、その費用を保護者の方にご負担いただきますので、ご了承ください。

送迎について

◆児童の安全確保のため、保護者の送迎が原則です。児童クラブ敷地内では徐行運転で、必ず保護者又は代理の方がクラブ室まで連れてきてください。駐車場で子どものみを降ろすことはしないでください。

◆保護者の送迎が困難な場合は、代理の方の対応をお願いします。なお、開所時刻の８時より前の送迎は、児童の安全確保の観点からご遠慮ください。また、お迎えが度々閉所時刻

の 18 時を過ぎる場合は、利用を取り消すことがありますのでご了承ください。

◆児童の安全管理上、朝 9 時以降は玄関を施錠します。児童クラブの安全な運営のためご理解、ご協力をお願いします。来所が 9 時を過ぎる場合はクラブにご連絡ください。支援員が開錠し受付を行います。

※事情がある場合は予め支援員に伝えてください。

《保護者の送迎が困難な場合、以下のような制度もあります。》

【ファミリー・サポート・センターについて】

育児の援助を受けたい方と育児の援助に協力できる方が会員登録し、相互援助活動を有償で行う制度です。児童クラブ開所前後の送迎・預かりが必要なご家庭のサポートを行います。

◎利用方法：事前の会員登録が必要

◎利用料：以下の表のとおり

援助活動実施	援助活動時間	料金（1 時間当たり）
平日	7:00～19:00	600 円
	上記以外の時間	700 円
土、日、祝、年末年始	終日	700 円

詳しくは、中津市ホームページまたは中津市社会福祉協議会　福祉サービス課

中津ファミリー・サポート・センター（連絡先：0979-27-7715）までお問い合わせください。